

長屋王王子山背王（藤原弟貞）について

——奈良時代皇親貴族の一つの生き方——

塩入 秀敏

Hidetoshi Shioiri

要約

山背王は長屋王の庶子である。長屋王の変に際して縁坐は免れたが、罪人の子としてその後の運命はあまり期待はできなかったはずである。ところが、ある時、突如として蔭位制度の規定以上の叙位にあずかり、最終的には従三位まで昇進して参議礼部卿として薨去している。皇位継承をめぐる政権抗争が渦巻き幾多の皇親貴族が失脚・没落していく中で、山背王は、長屋王怨霊さわぎの恩恵、橘奈良麻呂の変の密告、藤原弟貞への改名、藤原仲麻呂への接近などを経ながら、渦の中心とはつかず離れずの関係を保ちつつ、ほどほどのところで身を全うしたといえる。

この山背王（藤原弟貞）の生き方を、契機となったと思われるできごとや事件などとの関わりを通して見ながら考察してみることにより、一つ間違えばどうなるかわからない危険な状況にあった奈良時代皇親貴族の処世の一例として考察してみた。

キーワード：山背王・藤原弟貞・長屋王・橘奈良麻呂の変・

藤原仲麻呂政権

はじめに

奈良時代は皇親貴族による政変が相次いだ時代であった。『続日本紀』には、和銅六年（七一三）の石川・紀両嬪の貶黜事件（石川刀自娘所生の文武天皇皇子広成・広世両皇子の皇籍剥奪事件）から始まって、延暦十二年（七九三）の深草王配流事件にいたるまで、八十年間に大小あわせて実に三十件もの政変が記録されている。「あおによし奈良の都」と歌われたのはほんの表面的なことであり、その裏面では、皇親を巻き込んだ権力闘争が渦巻いていた。神龜六年（八月改元して天平元年、七一九）二月の長屋王の変は、正二位左大臣として太政官のトップにいた人物が、誣告によって罪せられ自尽し、妻子も自経するという衝撃的な事件であった。また、天平勝宝九歳（八月改元して天平宝字元年、七五七）七月に起きた橘奈良麻呂の変は、多くの皇親を巻き込み、拷問で死ぬもの、流刑に処せられるものなど、皇親にも少なからぬ犠牲を出した

大きな事件だった。

奈良時代の政変の代表的なものともいえるこの二つの事件に関係した人物は何人かいるが、その中の一人が長屋王子の山背王である。山背王は、長屋王の変に際しては母親の出自によつて死を免れ、橘奈良麻呂の変では事件を密告することにより変後大幅な昇叙にあずかり、母親の姓藤原を賜り、名も弟貞と改め皇籍を離れ臣下に下ることによつて、皇親を巻き込んだの政変から距離を置いて身を全うした。

この小論では、山背王の人生と生き方について考えてみたい。

一 長屋王の変と王の子女たち

長屋王の変が冤罪であつたらしいことは、事件直後から噂されてきたようである。それが明らかに誣告によるものであつたことは、事件後十年経つた天平十年（七三八）に密告者の口から明らかになり、正史『続日本紀』は誣告であつたことをはっきりと認める記述をしている。無実の長屋王とその妻子を死に至らしめなければならなかつた事件のねらいが、藤原氏を中心にした専制独裁政治体制実現のために最大の障害である長屋王を除去することにあつたことは、当時から誰の目にも明らかであり、既に多くの詳細な研究がなされているのでそれに従つておいて、ここでは触れない。

事件のあらましを『続日本紀』の記述に従つて追つてみると次のようなものである。密告は神龜六年二月十日になされた。

左大臣正二位長屋王、私に左道を学びて国家を傾けむと欲

というもので、誣告か否かを調べることなく直ちに三関を固めると同時に多くの兵で長屋王邸を包囲している。翌十一日には皇親を代表していた舍人・新田部両親王と太政官の同僚のほとんどが長屋王

邸に遣わされ、王の罪状を糾問している。十二日には早くも糾問の結果が出され、

王をして自ら尽なしむ。その室二品吉備内親王、男從四位下膳夫王、無位桑田王・葛木王・鉤取王ら同じく亦自ら経る。乃ち悉く家内の人等を捉へて左右の衛士・兵衛の府に禁め着く。

と記されている。

王の自尽についてはいくつかの説があるし、また、「将相は理に對して冤を陳べず」といい、当時は身分あるものはたとえ冤罪であつても弁明することなく従容として罪に服するものという考えがあつたらしいが、それはともかく、長屋王と正室吉備内親王及び二人の間の王子三人、石川夫人所生の王一人の計六人が死んでいる。自余の弟・姉妹や子女はみな不問に付されている。王の室の一人で藤原不比等の娘長娥子が生んだ子女については山背王の薨伝（『続日本紀』天平宝字七年十月十日条）に次のようにある。

安宿王・黄文王・山背王、併せて女教勝も復、坐に従うべけれど、藤原太政大臣の女が生めるを以て、特に不死を賜ふ。

自尽あるいは自経した六人の血筋を調べると、多かれ少なかれ蘇我氏の血を引くものであることがわかり、また、不問に付されたものは藤原氏系か、少なくとも蘇我氏系ではないことがわかる。石川夫人が縁坐していないところをみると、たとえ蘇我氏系であつても女性を除かれたらしい。

平城京左京二条、平城宮の東南に隣接する広大な長屋王邸宅跡からはおびただしい数の木簡が出土した。それらの木簡群の年紀は和銅三年（七一〇）から靈龜三年（七一一）のものであるが、ほとんどが靈龜二年（七一六）のものではないかという考えが提示されている。その中に「某若翁」と記されたものがいくつもある。現今の

夏より冬に至るまで、天下、豌豆瘡 俗に瘡と曰ふ。を患む。夭くして死ぬる者多し。(同)

とあり、疫病はとくに九州地方で猛威を振るった。

豌豆瘡は今日の天然痘だが、前年の天平六年(七三四)十一月に帰還した遣唐使が持ち込んだとも、八年(七三六)に派遣され九年(七三七)正月に京に帰った遣新羅使が九州に帰着して罹病したとも言われている。疫病は着実に東上して、畿内はおろか東国の駿河や伊豆にまで及んでいる。

平城京では多くの官人が罹病したため六月は告朔を取りやめなければならぬほどであった。疫禍は当時の政権の中枢を担うようになっていた藤原四兄弟にも及び、四月には二男の参議民部卿房前、七月には四男の参議兵部卿麻呂、長男の左大臣(死亡当日拜命。それまでは右大臣)武智麻呂、八月には三男の参議式部卿兼大宰帥宇合の順で全員が死亡してしまつた。全員が太政官の構成員だったから政府の痛手は大きく、そのうえ中納言の丹治比叟守も死んだとあつては、聖武天皇以下の人々が周章狼狽する様子が手にとるよううかがえる。当時の台閣メンバーは次の一覧のとおりであり、*印を付したものが疫病の犠牲になつた。日付は薨去の月日である。

右大臣	従二位	*藤原武智麻呂	五十七歳	七月二十五日
中納言	正三位	*丹治比叟守	六十九歳	六月二十三日
参議	正三位	*藤原房前	五十六歳	四月十七日
	正三位	*藤原宇合	四十三歳	八月五日
	従三位	*藤原麻呂	四十二歳	七月十三日
	従三位	鈴鹿王		
	従三位	橘諸兄	五十三歳	
	正四位下	大伴道足		

合計八人のうち上位の五人が次々に倒れたのであるから、これももう瓦解に近い。この他にも数人の五位以上が死んでいる(全員が天然痘による死かは不明だが)。とりわけ藤原四兄弟がねらい撃ちされたように全員死んだので、ひとびとはこれを長屋王の怨霊の祟りだと噂しあつた。長屋王の冤罪は周知のものであつても、誰も公然と口にすることはできなかったが、ことここにいたれば祟りであると声高に叫ぶことができたに違いない。

怨霊の祟りを鎮めるには、その主を祀るか顕彰するに如くはない。しかし、長屋王を神として祀つたとか官位を追贈した記録はない。代わつて行われたのが、不問に付されて今も生存している長屋王子女に対する叙位であつた。かれら存命者は、事件直後に従来どおり位祿・季祿・節祿などの支給を受けることができるとされはしたが、その後の立身出世は望むべくもなかつた。残された子女は全員が庶子であるから、蔭位制にあずかつて正二位の父の蔭では従六位上に叙せられるにすぎず、その後の昇進をあまり期待できないとすれば、通貴最下位の従五位下にすら到達できるかどうか望みが薄いのが実情であつたらう。

ところが、怨霊騒ぎのおかげで、かれらにも日の目を見るときが巡つてきた。長屋王子女の叙位を時間順に一覧で示してみよう。

養老七年(七二三)	正月	珍努女王	従四位下	(初叙)
神龜元年(七二四)	二月	珍努女王	正三位	(昇叙)
天平四年(七三二)	正月	小治田王	従五位下	(初叙)
九年(七三七)	二月	忍海王	従五位下	(初叙)
	九月	安宿王	従五位下	(初叙)
	十月	円方女王	従四位下	(初叙)
		忍海部女王	従四位下	(昇叙)

		紀女王	従四位下（初叙）
		安宿王	従四位上（昇叙）
		黄文王	従五位下（初叙）
	十一月（七三九）七月	黄文王	従四位下（昇叙）
	十二年（七四〇）十一月	黄文王	従四位上（昇叙）
		山背王	従四位下（初叙）
	十三年（七四三）五月	林王	従五位下（初叙）
	天平勝宝三年（七五一）正月	安宿王	正四位下（昇叙）
	五年（七五三）正月	林王	従五位上（昇叙）
	天平宝字元年（七五七）五月	山背王	従四位上（昇叙）
	六月	山背王	従三位（昇叙）
	五年（七六一）六月	紀女王	従三位（昇叙）
	七年（七六三）	円方女王	正四位上（昇叙）
	景雲二年（七六八）	円方女王	正三位（昇叙）

このうち、小治田王・忍海王・林王については疑義がないわけでもないが、長屋王家木簡に小治田若翁・忍海若翁・林若翁があるのここに加えた。また、忍海王と忍海部女王は同一人物であるとす
る解釈に従った。

長屋王の怨霊による祟りを鎮めるための子女への叙位と考えられるのは、天平九年（七三七）九月の安宿王への従五位下初叙からであろう。蔭位制の規定どおりだと初叙は従六位上であるはずだが、三階も上に叙されたのはやはり怨霊退散を願う政府の切実な願いによる特別のものであった。翌十月には円方女王・忍海部女王・紀女王への初叙や昇叙が行われて、いずれも従四位下が授けられた。同じ時に安宿王は従四位上に昇叙されているが、これは一ヶ月に五階も特進したことになり、蔭位制の規定の初叙から数えると八階も上

であって、藤原四兄弟にさえなかった特別中の特別な授位といえる。もつとも、長屋王自身が二世王にもかかわらず、時には親王に準じる待遇をされていたらしいことを考えると、親王の子である二世王が従四位下に初叙されることに通じる点があるとも考えられ、この特進も少し割り引いて考えなくてはならないかもしれない。しかし、長屋王の謀反が冤罪であることを認めざるを得なくなるのは翌天平十年（七三八）であり、その時点でも王の名誉は回復されていないので、子女への叙位を親王の蔭と考えることは無理であろう。

この時に女王たちがみな従四位下に叙せられたのは、三人とも年齢が高かったからではないかと思われる。彼女らの実年齢は不明だが、円方女王は、木簡に円方若翁・円方女王の両表記がみられるのは彼女が未成年と成人の境目にあつたためという解釈に従って、霊龜二年（七一一）頃に成人である二十一歳に達したと考えると、天平九年（七三七）には四十歳を過ぎていることになり、他の二人もそれに近い年齢だつたのではないだろうか。

安宿王が従四位上に叙せられたのは特別中の特別ではあるが、正室吉備内親王所生の王が一人も残っていない今、長屋王子女の中では嫡子に準じる扱いを受けたからであり、また、無官の女王たちと比べた時に遜色ないように考慮されたためだと思われる。この時に従四位下に叙せられた黄文王は、年齢と二男であることもあつて一階下に位置づけられた。

小論の主人公である山背王は、天平九年時点では叙位されていない。この時はまだ成人に達していなかつたのであろう。三年後の天平十二年（七四〇）十一月、黄文王が従四位上に昇叙されると同時に従四位下に初叙された。

その後、安宿・黄文・山背王の三兄弟は、天平勝宝三年（七五一）に安宿王が前回の叙位より十四年たつて正四位下に昇叙されたのと、天平宝字元年（七五七）五月に山背王が十七年たつて従四位上に昇叙されているのを見る事ができるが、黄文王の昇叙はみられない。このことは、初叙は怨靈鎮めの願いによるものだったのでみな特別に高かったものの、従四位上を極位とされたのではないか。安宿王のみは長娥子系長屋王子女の長男として一階上の正四位下を極位とされたのだろう。

諸王は成人に達すると蔭位制に従つて叙位はされるものの、藤原氏による専制独裁政治体制ができあがってからはその後の昇進はきわめて遅く、なかには初叙のみで昇叙されなのまま一生を終えるものもあつたらしい。任官の方も同様で、何の役職にもつくことができない散位暮らしが多かつた。その点この三兄弟は、黄文王は散位が長かつたが、安宿王・山背王は結構いくつもの役職を歴任しており、これ以上の位階の上昇は望めないながらも、諸王の中ではいい方の処遇であつたといえる。

三 橘奈良麻呂の変と山背王

天平勝宝九歳（七五七）六月から七月にかけて、三兄弟にとつてとんでもないことが起きる。まず、六月二十八日条に

是に至たりて、従四位上山背王復告さく、「橘奈良麻呂、道に反きて兵器を備へて、田村宮を囲まむことを謀る。正四位下大伴宿禰古麻呂も亦その情を知れり」とまうす。（『続日本紀』）

三兄弟の末弟山背王が、正四位下左大弁で参議であつた橘奈良麻呂の謀反を密告したのである。「復」とあるのは、この変には前史があつて、一年半ほど前に奈良麻呂の父橘諸兄の言辞が聖武天皇に対

して「礼がなく、少し反く状がある」と密告された事件があつた。時の左大臣諸兄を失脚させれば利益を得るものの差し金による密告であるが、この時は、天皇は笑つて問題にしなかつた。このことを知つてか、三ヶ月後に諸兄は政界から引退している。聖武天皇没後間もない頃にこの問題がぶり返そうとした。この時も光明皇太后は言葉を尽くして再調査を止めさせている。

こうして、橘氏を中心とする事件は終わつたかにみえた。ところが、記憶がまだあまり薄れない時にこの密告である。これに先立つ五月二十日に初叙の従四位下から十七年ぶりに一階上の従四位上に昇叙され、六月十六日には但馬守に任ぜられたばかりの山背王が密告の拳に出たのはなぜなのだろうか。

橘奈良麻呂の変の経緯を『続日本紀』の記載順に整理してみると次のとおりである。ただし、橘諸兄事件は除く。

- ①六月二十八日 山背王が橘奈良麻呂・大伴古麻呂を密告。
- ②七月二日 孝謙天皇の諸王臣に対する訓戒。
- ②七月二日 光明皇太后の諸臣に対する訓戒。
- ④七月二日夕 上道臣斐太都の密告。
- ⑤六月 巨勢朝臣堺麻呂の密告。
- ⑥七月二日 小野東人・答本忠節を捕らう。道祖王宅を包囲。
- ⑦七月三日 東人らを勘問。塩焼王・安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂に対する光明皇太后の訓戒。
- 五人は不問とされ、皇太后の恩に感謝する。
- 東人を更に尋問。計画の詳細を白状する。六月中に三度会合し、安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比積養・多治比礼麻呂・大伴兄人らと、孝謙天皇を廃し、塩焼・安宿・黄文・道祖
- ⑧七月四日

の四王の中から誰かを選んで即位させよう、と申し合わせたことが明白になる。

名前が上がった者たちを召喚し、拘禁して一人ひとり尋問する。言葉はそれぞれ違っているが、内容はほぼ同じであった。

奈良麻呂を尋問。謀反の企ての理由が明白になる。

佐伯古比奈を尋問。

囚人を拷問し窮問。黄文王・道祖王らは杖下に死ぬ。安宿王とその妻子は佐渡に配流。

佐伯全成を尋問。

⑨七月五日

山背王・巨勢堺麻呂にそれぞれ従三位を、他の密告者にもそれぞれ授位。

その後も、七月八日・九日・十二日・二十七日・八月二日・四日と与党・関係者の処罰、功績者の褒賞の記事が続き、八月十八日には天平勝宝から天平宝字と改元した。

安宿王・黄文王の二人の兄が事件に関与し、流罪あるいは拷問死しているのに山背王だけは無事で、しかも密告の褒賞として三階も特進して従三位に昇叙せられている。従来の研究のほとんどが同母兄弟の謀反加担を密告した功としているが、彼は本当に同母兄弟を密告したのだろうか。

山背王の薨伝によると、彼はひそかに安宿王・黄文王の同母兄弟二人を密告したように記されている。けれども、事件の経緯を詳細にみると、そうではないようにも解釈できる。山背王が橘奈良麻呂・大伴古麻呂を密告したのは六月二十八日で、安宿王が謀議に参加したのは三回目の六月二十九日である。このとおりだとすると、

密告段階ではよもや自分の兄弟が関係しているとは考えもしなかったといえる。黄文王は厳しい拷問の結果、死に至らしめられるほど杖で打たれたのだから、安宿王より早く相談にあずかっていた可能性はあるが、安宿王と同じく二十九日になって知ったともいえる。結果的には薨伝が記すとおりになってしまったのだが、いずれにしても、山背王は兄弟たちが関与していることは知らなかったのではないだろうか。

謀反の企てがあることを山背王が知ったのは大伴古麻呂によってであることは明らかである。『続日本紀』の書き方をみると、安宿・黄文の名は告げられなかったまでも、企てのかなり詳しいことを聞かされていたように思われる。あるいは、皇位継承候補者に推戴するような誘いを受けた可能性もある。それを断つてのご注進だったのだろうか、三男の自分に話があるのだから兄たちもまた誘われていたのではないかと考えなかったとすれば、それも変ではないか。兄たちの妄挙を止めることもできたはずだからである。兄弟が関与していることを知らずに行ったことであれば、予想もしない悲しい結果になってしまったことになるし、全てを承知の上でこの挙に出たとすれば、己の保身と昇進のみを考える仁義にもとる人物といわざるを得なくなる。

経緯はともかく結果的には、父親の事件に際してせっかく命を助けられた大切な兄二人を政界から葬り去ることになってしまったのであるが、別の見方をすれば、皇位継承候補者四人の中の一人として名前が上がったものの、謀議のことを知らず会合にも参加しなかったために罪を許された塩焼王とともに、皇位継承争いの危険な状況の中に生き残ってしまったことになるのである。

四 藤原弟貞への改名について

山背王は、奈良麻呂の変における褒賞で天平宝字元年（七五七）七月五日に従三位に叙せられてからはその名が記録にみえない。そのはずである、彼は皇籍から臣下に下り改名しているのである。天平宝字四年（七六〇）正月十六日条に坤宮大弼に任ぜられている従三位藤原朝臣弟貞が改名後の山背王である。

山背王が藤原弟貞へと改名した日については記録がない。しかし、彼には薨伝が残されており、天平宝字七年（七六三）十月十七日死去に際して

参議礼部卿従三位藤原朝臣弟貞薨しぬ。（中略）勝宝八歳、安宿・黄文謀反せしとき、山背王陰にその変を上ぐ。高野天皇、これを嘉したまひて、姓を藤原と賜ひ、名を弟貞と曰ふ。

〔続日本紀〕

とある。これによると奈良麻呂の変の直後に改名したと解釈できる。『公卿補任』には、参議に任ぜられた天平宝字六年（七六二）の項に

左大臣長屋王男、母太政大臣藤原朝臣不比等女、仍給母姓為藤原。

と記されており何ら矛盾はないように思われる。しかし、姓名ともに孝謙天皇から賜ったように記すものもあり、いささか混乱している部分もある。実際は『続日本紀』・『公卿補任』にみられるように、孝謙天皇から下賜されたのは「藤原」という姓のみで、「弟貞」という名は自らが名乗ったとすべきであろう。

皇親が臣下に下ったとき一般的には従前の王名をそのまま名とした。橘諸兄の弟である佐為王が橘佐為と名乗ったようにである。葛

城王であった諸兄は橘葛城とはいわなかった。それは、光明皇后は同母の妹であり、皇后と同一年の聖武天皇も義理の弟になるということと諸々の兄という少々不遜で気負った名前を名乗ったのだとされる。山背王が藤原山背と名乗らずに弟貞としたのは、母にとっては腹違いの姉妹である光明皇太后に対して、弟のように貞節をもって仕えるという恭順な気持を示そうとしたものといえよう。

光明皇后に対して恭順さを示すことは、とりもなおさず藤原仲麻呂に対しても恭順であることを示したに他ならない。天平勝宝九歳（七五七）五月に新設された令外の官紫微中台は、天皇の大権を代行する垂簾の政治を行うために、「内外の諸の兵事を掌らしむ」〔続日本紀〕としたもので、太政官の権能を有名無実にするものであった。その長官である紫微令で大臣に准ずる内相に任ぜられた仲麻呂が、皇太后の庇護を得ながら政治の実権を独占するための橋頭堡であった。

紫微中台は天平宝字二年（七五八）八月の官号改称で坤宮官となるが、そのとき仲麻呂が大保になり太政官に転じたため、その後長官は空席になった。その坤宮官の次官が大弼である。仲麻呂が太政官に転じたあと権能が徐々に衰退していったとはいえ、その坤宮官の大弼に任ぜられたといことは、弟貞がいかに光明皇太后や仲麻呂に信任されていたかがわかる。弟貞が藤原の姓を賜り臣下に下ったのは自らの請願によるものではなかったが、恭順さを表す名を名乗ったのは己の意志である。そうすることによって皇位継承争いの表面に引つ張り出されることはひとまず回避できた。その上で、中流貴族に甘んじながらも散位暮らしにおちいらず、そこそこの栄達もするために光明皇太后・藤原仲麻呂ラインに上手にすり寄っていったともいえる。

天平宝字六年（七六二）十二月、弟貞は参議に任ぜられた。大師正一位藤原惠美押勝（仲麻呂）を首班とする議政官十五人（藤原清河は在唐のまま参議）の仲間入りをしたのである。その十五人は、惠美押勝・真先・訓儒磨・朝獨父子四人と巨勢麻呂の藤原南家五人のほか、北家の永手・真楯・清河・御楯の四兄弟、皇親の白壁王、もと知努王の文室浄三・もと塩焼王の氷上塩焼・もと山背王の藤原弟貞の旧皇親三人、中臣清磨、石川豊成であった。弟貞を含む六人が十二月一日の新任で、内二人が押勝の子である。絶大な権力を振るった押勝でも、長兄の左大臣豊成を左遷された恨みをもつ北家四兄弟（清河在唐で実際には三人。娘婿の御楯も除外すると二人になってしまうが）や皇親・旧皇親の勢力は脅威であったと思われるが、実子二人を加えて己の勢力を補強し、合わせて弟貞にもそれを期待したものと考えられる。それによって弟貞は、きわどい線ではあるが望み得る最高の地位までたどり着いたといえよう。

弟貞は翌天平宝字七年（七六三）十月十七日に薨去した。時に参議礼部（治部の改名）卿従三位であった。参議を勤めたのは一年足らずである。惠美押勝が反乱を起し、押勝父子や党類が誅せられたのは弟貞の死の翌年のことである。もし弟貞が存命であったならば、押勝恩顧の者として、きわめて危険な立場にあったと思われるので、参議になったばかりの死は残念だったかもしれないが、反乱に巻き込まれなかったのは幸せだったといえよう。

おわりに

山背王は、庶子ではあっても皇位継承順位の上位にいる長屋王の子として、武市皇子の孫、藤原不比等の孫として、奈良時代中後期の政権にあって重きをなす存在になれたはずであった。しかし、長

屋王の変によって彼の人生はまず大きく狂った。けれども長屋王の怨霊騒ぎによって失地は少しは回復できた。それでも従四位上を極位とする程度で、さほどの栄達は望めなかったと思われる。

それが橘奈良麻呂の変を密告することによって人生はまた大きく変わった。従三位に叙せられ公卿に列し、最後は参議礼部卿まで昇進したのである。奈良麻呂の謀反を告げることによって、光明皇太后・藤原仲麻呂寄りの路線を選択したことになるが、山背王のままであったならば、安宿王・黄文王の兄たちが皇位継承争いに担ぎ出されたように、彼にもその危険が迫ってくる恐れがなかったとはいえない。母方の藤原姓を賜り臣下に下ったことは幸せなことだった。皇位継承候補に推戴される危険性を回避できたからである。その上は、いつ足元をすくわれるかわからないトップを望まずに、光明皇太后に恭順の意を表す名を名乗り、中流貴族として人生を全うすることがもつとも良い道であった。従三位参議礼部卿は最高の到達点だったといえよう。

仲麻呂寄り路線は安泰に思われたが、意外にも仲麻呂政権はもろくも崩れた。弟貞がそれを見ることなしに死んだのは、彼にとって幸せなことだった。三十件もの政変が起き、権力闘争によって多くの皇親や貴族が滅んでいった中であって、政変に巻き込まれた少年の頃は不運ではあったが、結局は人生をうまく泳ぎ切った皇親貴族、それが山背王・藤原弟貞であり、当時の皇親貴族の選択と生き方の成功した例の一つとしてみることができる。

〔史料・参考文献〕

・『続日本紀 一一・三』新日本古典文学大系13・14、岩波書店、一九九〇・九二年

- ・『律令』日本思想体系3、岩波書店、一九七六年
- ・『公卿補任 第一篇』新訂増補國史大系53、吉川弘文館、平成十二年
- ・『日本靈異記』日本古典文学大系70、岩波書店、昭和42年
- ・笈敏生「藤原宮子の大夫夫人号について」『日本歴史』四二三、昭和五十八年
- ・東野治之「『続日本紀』と木簡」新日本古典文学大系月報3、岩波書店、一九八九年
- ・岸俊男編『日本の古代15 古代国家と日本』中央公論社、昭和六十三年
- ・奈良国立文化財研究所編『平城京 長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館、平成三年
- ・森田悌『古代国家と万葉集』新人物往来社、一九九一年
- ・森田悌「北家・北宮と家政機関」『日本歴史』五二〇、平成三年
- ・長山泰孝『古代国家と王権』吉川弘文館、平成四年
- ・続日本紀研究会編『続日本紀の時代』塙書房、一九九四年
- ・松尾光『天平の政治と争乱』笠間書院、一九九五年
- ・奈良国立文化財研究所編集発行『平城京長屋王邸跡 本文篇』左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告書―吉川弘文館、平成八年
- ・滝浪貞子『最後の女帝 孝謙天皇』吉川弘文館、一九九八年
- ・倉本一宏『奈良朝の政変劇―皇親たちの悲劇』吉川弘文館、一九九八年
- ・寺崎保広『人物叢書 長屋王』吉川弘文館、平成十一年
- ・荒木敏夫『可能性としての女帝 女帝と王権・国家』AOKILLI-BRARY 日本の歴史 古代、青木書店、一九九九年
- ・高島正人『奈良時代の藤原氏と朝政』吉川弘文館、平成十一年
- ・亀田隆之『奈良時代の政治と制度』吉川弘文館、二〇〇一年
- ・館野和己『古代都市平城京の世界』山川出版社、二〇〇一年
- ・佐藤信編『日本の時代史4 律令国家と天平文化』吉川弘文館、二〇〇二年
- ・中西康裕『続日本紀と奈良朝の政変』吉川弘文館、二〇〇二年